

【令和３年度各会計予算の専決処分に係る市長報告説明要旨】

(R4.6.7)

令和３年度伊丹市一般会計補正予算（第１４号）についてであります。本件は、第１条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出に、それぞれ、３８億１，１９０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１，００２億８，６８２万６，０００円とするとともに、第２条で繰越明許費の追加及び、第３条で地方債の変更について、それぞれ、所要の措置を講じたものであります。

まず、第１条、歳入歳出予算の補正では、歳入で、市税及び財産収入の増額分、地方譲与税及び地方交付税等の交付額確定に伴う追加交付分、並びに寄附金のほか、２月補正後に生じた退職者の追加に伴う、一般職員退職手当基金繰入金の追加措置等を講じるとともに、歳出では、指定寄附金の追加等に伴う特定目的基金への積立て、及び退職手当の追加等について、それぞれ、所要の措置を講じたものであります。

次に、第２条、繰越明許費の補正では、新庁舎整備事業ほか１４事業について、令和４年度に繰り越して使用できるよう、追加及び変更措置を講じたものであります。

次に、第３条、地方債の補正では、臨時財政対策債の発行額の減額に伴う地方債の変更の措置を講じたものであります。

以上、その処置に緊急を要しましたので、去る３月３１日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、専決第３号、令和３年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第４号)についてであります。本件は、被保険者の増等により、兵庫県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金が増額となったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る３月３１日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。

次に、専決第４号 令和３年度伊丹市病院事業会計補正予算（第４号）についてであります。本件は、ふるさと寄附を受けて、伊丹市病院事業基金への積立措置を講じたものであり、その措置に緊急を要しましたので、去る３月３１日、専決処分をもって処置いたしましたものであります。